

議案第31号

世田谷区立高齢者借上げ集合住宅条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立桜丘高齢者借上げ集合住宅及び世田谷区立上町高齢者借上げ集合住宅を廃止するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立高齢者借上げ集合住宅条例の一部を改正する条例

世田谷区立高齢者借上げ集合住宅条例（平成2年9月世田谷区条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「第2条」を「第2条関係」に改め、同表世田谷区立桜丘高齢者借上げ集合住宅の項及び世田谷区立上町高齢者借上げ集合住宅の項を削る。

別表第2中「第8条」を「第8条関係」に改め、同表世田谷区立桜丘高齢者借上げ集合住宅の項及び世田谷区立上町高齢者借上げ集合住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1世田谷区立上町高齢者借上げ集合住宅の項及び別表第2世田谷区立上町高齢者借上げ集合住宅の項を削る改正規定は、令和3年4月1日から施行する。